

訪問看護及び介護予防訪問看護

【 重要事項説明書 】

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

- ・法人名 医療法人ふらて会
- ・代表者名 理事長 西野 憲史
- ・事業所名 訪問看護ステーションふらて
- ・事業所番号 4066690035
- ・開設年月日 平成 12 年 4 月 1 日
- ・所在地 北九州市八幡東区昭和一丁目 2-28
- ・連絡先 TEL 093-653-0652 FAX 093-653-0655
- ・管理者名 岩見 美智子
- ・営業日 平日 9:00~17:00 土曜日 9:00~13:00
- ・休日 日曜日 祝日 8/13~15 12/30~1/3

(2) 訪問看護及び介護予防訪問看護の目的と運営方針

この事業所が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師の指示のもと必要な医学・健康管理及び機能訓練を行うことにより、利用者の健康及び心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

運営方針は、次に掲げるところによるものとします。

- ① 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行います。
- ② 事業者自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- ③ 訪問看護サービスの提供に当たっては、医師の指示および訪問看護及び指定介護予防訪問看護計画に基づき、利用者の健康管理・心身機能維持に必要な援助を行います。
当事業所は、主治医からの指示を文書で受け、訪問看護サービス提供を開始します。また、「訪問看護計画書」及び「訪問看護報告書」を主治医に提出し、綿密な連携を図ります。
- ④ 訪問看護サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- ⑤ 看護・介護技術の進歩に対応し、適切な看護・介護技術をもって訪問看護サービスの提供を行います。
- ⑥ 訪問看護サービスの提供にあたっては、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供します。

(3) 事業所の職員体制(配置基準)

職 種	配置基準	業務内容
管 理 者	1	施設の業務を統括し、職員を指揮監督する。
看護職員等	2.5 以上	利用者の健康管理等の看護業務及び機能訓練を行う。

2. サービス内容

- ① 症状・障害・全身状態の経過観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等日常の援助
- ④ 床ずれ、寝たきりの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション（リハ職員の訪問は看護職員と連携・協同のもとでリハビリテーションの提供を行う）
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 療養生活や介護方法のアドバイス
- ⑧ カテーテル等の交換・管理
- ⑨ その他、在宅療養を維持するために必要な医師の指示による医療処置

3. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

- ① 利用料等のお支払について
利用料その他の諸費用は指定期日まで(利用月の翌月末日まで)に必ずお支払ください
- ② 利用者代理人について
利用者代理人に変更があった場合は速やかに連絡いただくようお願いいたします。

4. 禁止事項

当事業所では、多くの方に安心してご利用していただくために、職員・利用者ともに「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動等を禁止します。

5. 要望及び苦情等の相談

当事業所は訪問看護サービスに関する相談・苦情等に対応する窓口を以下の通りに定めています。

事業所相談窓口

連絡先： TEL 電話 653-0652
窓口担当： 岩見 美智子(訪問看護ステーションふらて管理者)
受付時間： 平日 9:00～17:00 土曜 9:00～13:00

また、公的機関においても下記の機関にて苦情の申し出ができます。

・各区役所 高齢者・障害者相談コーナー介護保険担当

八幡東区 TEL:671-0801(内線 472)

八幡西区 TEL:642-1441(内線 472)

小倉北区 TEL:582-3433(直通)

小倉南区 TEL:951-4111(内線 472)

戸畑区 TEL:871-1501(内線 472)

若松区 TEL:761-5321(内線 472)

門司区 TEL:331-1881(内線 472)

・福岡県国民健康保険団体連合(国保連)

所在地：〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町 13-47

TEL:092-642-7859 FAX:092-642-7857

6. 事故発生時の対応

当事業所は事故が発生した場合には市町村・利用者代理人、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

また事故の状況及び事故に際してとった処置を記録し保存するとともに、その原因を解明し再発防止の対策を講じます。

7. 事業継続計画

感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続したサービスを受けられるよう、業務継続計画を策定し、研修を行います。

また有事の際は『利用者の安全確保』として、八幡医師会内の事務局を通じて、代替え訪問看護ステーションと連携をはかり、代替え訪問看護ステーションの看護師が利用者の生命を守る為の重要な医療行為等を医師の指示のもと行う場合があります。主治医が属する医療機関からの訪問看護指示書発行に関する料金が新たに発生する場合があります。また、連携事業所先の事情により、当該事業所により自己負担金が異なる場合があります。

8. 虐待防止に関する事項

利用者の人権の擁護・虐待防止のための措置を講じます。

- ① 利用者およびその家族からの苦情処理の体制整備と、虐待防止のための必要な措置をとります。
- ② 虐待を受けたと思われる事項があった場合には、速やかに市区町村に報告します。
- ③ 研修を通じて、従業者の人権意識の向上・知識や技術の向上に努めます。

9. その他の事項

- ① 看護師は金銭の管理、貸借は致しかねますので、ご了承ください。
- ② 看護師は健康保険・介護保険上の心身機能の維持・回復の為に、療養上の世話や診察の補助を行う事とされています。それ以外の業務は認められていません。
- ③ 看護師等に対する贈り物や飲食などのもてなしはご遠慮させていただきます。

附則 この利用約款および重要事項説明書は令和6年6月1日より施行致します。